

老齢基礎年金についてご存じですか？

国民年金は、すべての公的年金の土台である基礎年金の支給を補償するための年金制度で、老齢基礎年金は、25年以上の納付期間（免除期間などを含む）を満たした方が、原則65歳から受けることができる年金です。

今回は、老齢基礎年金の請求に関することや支給額などについてお知らせします。

請求・手続き

請求・手続きは、本人が市役所で行いますが、厚生年金や国民年金の加入状況や加入種別により、請求先が変わります。



年金の加入状況	老齢基礎年金の請求先
国民年金第1号被保険者期間だけの方（保険料を直接納付する人）	吉川市役所国保年金課
国民年金第3号被保険者期間のある方	春日部社会保険事務所または吉川市役所
国民年金と厚生年金期間のある方	
60歳到達時に国民年金に加入していた方	春日部社会保険事務所
60歳到達時に厚生年金に加入していた方	会社を管轄する社会保険事務所
厚生年金などを既に受給されている方	社会保険業務センターから請求書が届きますので、市役所で確認印を受け返送します。

● 線上請求

60歳から老齢基礎年金を請求（線上請求）することもできますが、次のようなデメリットがあります。

- ① 支給額の減額。
- ② 請求後は障害基礎年金や寡婦年金の請求ができません。

※請求後の変更はできませんのでご注意ください。

● 線下請求

65歳を過ぎてから請求（線下請求）する場合は、年金額が増額されます。

（表1）65歳での支給率を100%とした場合の年齢別支給率

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
昭和16年4月1日以前に生まれた人	58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%
昭和16年4月2日以後に生まれた人	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.2%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

※ この表は減額・増額の割合で、計算式で求めた金額に増減率をかけて求めます。

※ 昭和16年4月2日以後に生まれた方は、線上請求の減額率は1ヵ月0.5%、線下請求の増額率は1ヵ月0.7%で計算します。

老齢基礎年金の計算式（平成14年度年金額）

$$804,200円 \times \frac{\text{納付月数} + \frac{\text{半額免除月数}}{2} + \frac{\text{全額免除月数}}{3}}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12ヵ月} = 65歳からの老齢基礎年金額$$

※ 加入可能年数は、昭和16年4月2日以後に生まれた方は40年ですが、それ以前に生まれた方は生年月日によって短くなります。

※ 40年間すべて納付した場合、納付月数欄に（40年×12ヵ月＝480ヵ月）を入れ計算します。ただし、免除や未納がある場合はその分だけ少なくなります。

Q&A

Q. 老齢基礎年金は、何歳で請求するのが良いですか？

（単位：円）

(表2)	年額	各5年間の支給額					合計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	
請求する年齢	60歳	562,900	2,814,500	2,814,500	2,814,500	2,814,500	14,072,500
	65歳	804,200	0	4,021,000	4,021,000	4,021,000	16,084,000
	70歳	1,142,000	0	0	5,709,800	5,709,800	17,129,400

※この表は、昭和16年4月2日以降に生まれ、保険料を40年間納付した場合の金額で、平成14年度の年金額をベースに計算しています。

A. 人によって違います。

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳が原則ですが、60歳から65歳以前の間には支給を受ける線上下支給と65歳超から70歳までの間に支給を受ける線下支給がありま

す。開始年齢によって支給率（表1）が変わります。「何歳から年金を受けるのが良い」という回答はできませんが、60歳・65歳・70歳でそれぞれ受給開始した場合の5年間単位で支給される金額を記載しましたので参考にしてください。